

香川県立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第3号

香川県立図書館規則の一部を改正する規則

香川県立図書館規則（昭和58年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略 (1)・(2) 略	(組織) 第3条 図書館に、次の課を置く。 (1) 総務課 (2) 資料課 <u>(3) 業務課</u>
(分掌事務) 第4条 略 (1)～(6) 略	(分掌事務) 第4条 総務課は、次の事務を処理する。 (1) 職員の人事、給与及び服務に関する事項。 (2) 予算、決算及び会計に関する事項。 (3) 施設及び設備の利用及び管理に関する事項。 (4) 公印の管守に関する事項。 (5) 文書の収受、発送及び保存に関する事項。 (6) 企画及び広報に関する事項。 <u>(7) 講演会、講習会、展示会等の実施に関する事項。</u> <u>(8) 香川県立図書館協議会に関する事項。</u> <u>(9) その他他課の所管に属しない事項に関する事項。</u>
(7) 略 (8) その他 <u>資料課</u> の所管に属しない事項に関する事項。 2 略 (1) 資料の収集、整理、 <u>保存</u> 及び利用に関する事項。 (2)・(3) 略 (4) 参考調査に関する事項。 (5) 市町の図書館活動に対する援助及び協力に関する事項。 (6) 資料の相互貸借に関する事項。	2 資料課は、次の事務を処理する。 (1) 資料の収集、整理及び <u>保存</u> に関する事項。 (2) 資料の調査及び研究に関する事項。 (3) 資料目録の作成に関する事項。

- (7) 巡回文庫の運営に関すること。
- (8) 講演会、講習会、展示会等の実施に関すること。

(開館時間)

第7条 開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後5時までとする。

2 略

(休館日)

第8条 略

(1) 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2)・(3) 略

2 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

3 業務課は、次の事務を処理する。

- (1) 資料の利用に関すること。
- (2) 参考調査に関すること。
- (3) 市町の図書館活動に対する援助及び協力に関すること。
- (4) 資料の相互貸借に関すること。
- (5) 巡回文庫の運営に関すること。

(開館時間)

第7条 開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は、午前9時から午後5時までとする。

2 略

(休館日)

第8条 休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2)・(3) 略

2 略